

## 設 立 趣 旨 書

新たな臨床研修制度は、医師が、医師としての基盤形成の時期に、患者を全人的に診ることができる基本的な診療能力を修得することにより、医師としての資質の向上を図ることを目的としており、地域の医療提供体制の整備に当たっても、重要な役割を果たすことが期待されるものである。

また、以前の制度では臨床研修が必修とされていなかったため、研修を受けずに診療を行うことが可能という状況があり、さらに、研修の内容についても統一されたものがなく、研修によってどの程度の臨床能力が身に付くかも研修先によってバラバラであった。その一方で、国民の間で医療の質、医療安全に対する関心が高まって来ており、これに応えるために臨床研修を必修化するとともに、その内容についても到達目標を明確にし、医師としての基本的臨床能力を達成できるようなものとする事となった。そして、この基本目標に到達するための研修プログラム（カリキュラム）が各研修病院において作成され、作成されたプログラムの方略により研修が行われる。期待通りに研修が行われているかどうかについては、そのプログラムの内容の評価が不可欠であり、これを第三者として行うこと、その評価結果をフィードバックすることは、臨床研修病院群の質の向上を図るために必要不可欠である。

米国においては、卒後の研修を厳しく管理し評価している第三者機関である **ACGME**（**Accreditation Council for Graduate Medical Education**）が設置されており、研修内容の標準化が行われているが、わが国において、そのような第三者からの研修プログラムの評価を行う機関の設置の必要性は検討されているが、未だ正式なものは設置されていない。

そこで私たちは、「特定非営利活動法人卒後臨床研修評価機構」を設立し、国民に対する医療の質の改善と向上をめざすため、臨床研修病院における研修プログラムの評価や人材育成等を行い、公益の増進に寄与していきたいと考える。

しかし、目的を達成するために、組織を永続的に維持できること、責任の所在が任意団体と比べ明白であり社会的信用が増すこと、団体名による契約や登記が可能であること、官公署からの事業委託・補助金が受けやすいことから特定非営利活動法人にすることにした。

平成 19 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人卒後臨床研修評価機構  
設立代表者 氏 名 高久 史磨